

令和7年第6回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和7年6月27日（金）午後1時30分
場 所 キクロス 大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育委員	岩 根 美 紀
教育部長	前 川 幸 輝
生涯学習センター長	吉 川 良 二
教育審議員	冨 永 泰 寛
学校教育課指導主事	清 永 邦 宏
学校教育課指導主事	北 村 美 紀
学校教育課長	岩 根 貴 史
学校給食管理室長	財 津 裕 一
文化課長	坂 本 憲 昭
生涯学習課長	川 口 克 明
菊池市立図書館長	松 寺 盛 親
社会体育課長	川 島 健 一
学校教育課課長補佐	本 山 大 翁

18 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議事案件
 - 議案第16号 菊池市立小中学校職員の時差出勤に関する要綱について（学校教育課）
 - 議案第17号 菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定について（学校給食管理室）
 - 議案第18号 菊池市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）
5. 報告案件
 - 報告第12号 「令和7年度菊池市学力・学習状況調査」結果と分析について（学校教育課）
 - 報告第13号 菊池市内小・中学校の不登校、いじめの状況について（学校教育課）
6. その他
7. 閉 会
8. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和7年7月23日（水） 13:30 キクロス大研修室

③その他

開会

音光寺教育長 皆さん、御起立をお願いします。

こんにちは。ただいまより令和7年第6回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いします。

それでは、会議次第に従い議事録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和7年第5回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議ありませんので、令和7年第5回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私より報告させていただきます。

まず、1番目に動静についてです。

5月21日水曜日、月例会。

23日金曜日、地域未来塾関係者会議、本年度も未来塾を五つの中学校全ての学校で開会することができます。

25日日曜日、市内小学校の運動会。委員の皆様にも参加していただき本当にありがとうございました。前日が大雨で、どうなるかなと思っていましたところ、当日は朝から晴れて、無事に実施することができました。準備においても、先生方のみならずPTAの方にも大変御協力いただいて、ほとんどの学校が予定時刻に開始できたということで、本当に感謝するところでございます。

26日月曜日、熊本県の文化財保護協会の総会と講演会。

27日火曜日、菊池市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会の総会、学校教育部会の総会。

28日水曜日、市内教頭会議。熊本県市町村教育委員会連絡協議会の定例会、これは渡邊委員に大変お世話になりました。市町村教育長会議、都市教育長会議が同じ日に行われています。

29日木曜日、菊池市特別支援教育連絡協議会。

6月2日月曜、菊池郡市人権・同和教育連絡協議会の総会と社会を明るくする運動の役員会と総会。

4日水曜日、中学校部活動地域展開検討会議。

5日木曜日、青少年育成市民会議理事会と総会、西留安雄先生より菊池北中学校で指導していただきまして午後から講話をいただいております。菊池支部解放子ども会の学習会の開講式に参加しております。

6日金曜日、市長の定例記者会見、デジタル化推進本部会議、幼・保小中連携推進会議、それと西留安雄先生の七城中学校への指導があっております。

7日土曜日、キクロスカレッジの開校式。

9日月曜日、戸崎小学校の総合訪問。委員の皆さんにも大変お世話になりました。

10日火曜日、市内小中学校校長会議と庁議、スクールサポートチームの全体会がっております。

13日金曜日、市議会の開会。

18日水曜日、市議会の本会議。

19日木曜日と20日金曜日、市議会の一般質問。

21日土曜日から29日日曜日まで、土日と平日を挟んで菊池郡市中体連の大会が行われております。

23日月曜日、市議会の一般質問。

24日火曜日、市のPTAの役員会議。

25日水曜日と26日木曜日、市議会の常任委員会。

27日金曜日、本日が教育委員会議となっております。

2番目に、市内校長会議での連絡事項について。

(1) 初めに、体育大会、運動会で児童生徒のすばらしい姿が見られたということで、校長先生方に感謝を申し上げます。特に競技前後の挨拶、児童生徒と教職員の関係が非常によかったと感じたところです。

次に、PTAの協力体制がとてもすばらしいということ。今後は頑張りを日常生活に生かしていただくこと、中学校では中体連が思い出に残る大会になるようにお願いしております。

次に、令和7年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰を泗水小学校が受けております。先日、市長への表敬訪問をしております。

次に、長期休業中の勤務時間について早出と遅出を選択できること。後ほど提案をしますが、特に中学校の部活動は朝夕に行い、熱中症対策として日中には行わない。勤務時間の選択ができるようにということを提案しております。

次に、公立高校の入試改革がありまして、入学者選抜の新しい制度が令和9年3月から実施されます。本年度は、ウェブ出願、つまりネット上で高校に出願ができると変わっています。また、今の中学校2年生から入試制度が変わりますので、周知徹底と、今のうちから対策をするようにと話をしております。生徒指導につきましても、小中の連携が必要だということで話をしております。

(2) 連絡事項です。①安心安全な学校づくりのためにということで、大雨や集中豪雨の対策として、ハザードマップを全職員で確認し、崖崩れや浸水のおそれがある場所を確認しておくように話しております。

次に、熱中症対策やヒヤリハット事案の共有。これは、富永教育審議員より今後の校長会のときに話をお願いしたいですが、学校でヒヤリハット事例があった場合に必ず共有すること。そうすることで、今後のミスや事故を防ぐことができます。

次に、事故等の発生後の指示連絡系統を明確にすること。学校等で事故があったときに、管理職が不在という場合は、誰がどのように対応するのか連絡系統を明確にするということをお願いしております。

次に、感染症の百日咳、リンゴ病などが流行っているので、注意をするようにお願いしております。

②学力向上につきましては、市の学力調査の結果が出ましたので、それを基に対策を図るようお願いしております。

このほか、60運動で生活習慣の見直しをしていただくこと。この件については後ほど指導主事から報告がありますので、よろしくお願いします。

基礎学力向上プロジェクトチームについて、本年度は、算数、数学と外国語、英語でチームを組んで年間通して対策をするとなりましたので、活用をお願いします。

③いじめ・不登校の対策については、いじめ防止月間ですので、しっかり取り組むようお願いしております。

④人権教育啓発の充実については、誰一人取り残さない教育ということで、一人一人を十分把握して指導するようを話しました。特に、特別支援学級のお子さんについては、保護者としてしっかり話をして、どういう指導をするかということをしかり共通理解するようお願いしております。

⑤不祥事防止については、水泳の授業で更衣するときのプライバシーの確保をお願いしております。

⑥働き方改革の推進で、先生方の勤務時間の把握をしっかりとやること。

⑦その他としましては、8月の校長会議で、熊本大学教職員大学院のシニア教授の太田教授に学校マネジメントの講話をお願いしております。

3番目に、今後の予定です。

6月30日月曜日、文化財保護委員会。特別支援学級・通級学級就学希望者の説明会、これは今年度初めて実施します。菊池市人権・同和教育連絡協議会の役員があります。

7月1日火曜日、市議会の予算・決算常任委員会と、地域未来塾で七城中学校の開校式。

2日水曜日、行政改革推進本部と地球温暖化対策委員会。地域未来塾で菊池南中学校の開校式。

3日木曜日、菊池高校の学校運営協議会。教育支援センターの視察が県教委から行われます。

4日金曜日、市議会の閉会。

5日土曜日、JAきくちキッズスクールの開級式に参加します。

6日日曜日、菊池市のふれあいレガッタ大会。

7日月曜日、管内教育長会議と防犯協会総会。菊池市人権・同和教育推進協議会の総会が予定されています。

8日火曜日、小川奨学金の検討委員会。

9日水曜日、教育支援委員会と地域未来塾で旭志中学校の開校式と菊池北中学校の開校式に参加いたします。

10日木曜日と11日金曜日、隈府小学校と西米良村の村所小の交流会があります参加いたします。

12日土曜日、社会を明るくする運動の講演会。

13日日曜日、県中体連が行われます。

- 1 4 日月曜日、市内小中学校校長会議と児童生徒性暴力等対策連絡協議会。
 - 1 5 日火曜日、庁議と市内小中学校教頭会議。教頭会議のときに、熊大の名誉教授の吉田道雄先生に講話をお願いしております。ほかに、学校規模適正化基本計画策定委員会を予定しております。
 - 1 6 日水曜日、七城中学校のB訪問と教育事務所よりヒアリングがあります。
 - 1 7 日木曜日、泗水西小学校のB訪問。
 - 1 8 日金曜日、前期前半の修了になります。
 - 1 9 日土曜日から2 3 日水曜日にかけて県中体連が予定されています。
 - 2 2 日火曜日、市議会の月例会とE S Dティーチャープログラム。
 - 2 3 日水曜日、教育委員会議。イングリッシュデイキャンプをキクロスで行う予定になっております。
- 以上、私の報告を終わります。
- ただいまの報告について質疑等ございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

それでは、議事に入ります。

まず、議案第1 6 号、菊池市立小中学校職員の時差出勤に関する要綱について事務局より説明をお願いします。

岩根課長。

岩根学校教育課長 学校教育課でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1 ページをお願いいたします。

議案第1 6 号、菊池市立小中学校職員の時差出勤に関する要綱の制定についてでございます。

提案の理由としましては、市内小中学校の長期休業期間において学校職員の時差出勤を導入するにあたり、その運用に関する要綱を定める必要があるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

要綱について、主な条文を御説明いたします。

第1 条の趣旨としましては、多様な勤務形態の選択を可能とすることで職員の校務能率の一層の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、当該職員の時差出勤に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2 条第1 号に、時差出勤について定義づけをしております。

菊池市立小中学校管理規則第3 条第1 項第3 号から第7 号までの休業日において、規則に規定する勤務時間にかかわらず、第4 条の規定によりあらかじめ定められた勤務区分の割り振りによる勤務ということで定義づけをしております。

なお、学校管理規則第3 条の3 号から7 号は、学年始め、夏季、秋季、冬季、学年末の休業日ということで、それぞれ3 号から7 号まで定められております。

次に、第4条の勤務時間等でございます。

勤務区分、勤務時間、休憩時間は、次の3ページの別表を御覧ください。

勤務区分はAからFまでの6区分としております。時差Aの勤務時間は、通常勤務時間より30分前に時間をずらすもので、Bが60分前、Cが90分前ということになります。DからFにつきましては、通常勤務時間より後ろに時間をずらすものでございます。

2ページにお戻りください。

第5条につきましては、申出に関する条文になります。

第1項では、時差出勤申出書を学校長に提出しなければならないとしており、第2項では、申出は同一年度における一の期間で、1日以上1月以下の単位によるものとしております。第3項は、申出に対する承認・不承認の条文、第4項は、校務の運営に支障がある場合の承認取消、第5項は、職員自らの承認の取消の申出による承認の取消について定めるものでございます。

第6条は、時差出勤の運用に関し、各項における留意事項を定めるものでございます。

第7条、その他として、この要綱の定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるものとしております。

附則としましては、告示の日から施行するものということでしております。

4ページには、第5条の申出に関する様式を掲載しております。

本日可決いただきましたら7月の校長会で周知を図りまして、本年度の夏季休業日より運用できればと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、今の要綱につきまして、何か質問及び御意見等ございませんでしょうか。
増永委員。

増永委員 最近の天候を見ると、非常に夏場は暑くて、熱中症対策を十分に図る必要があると思います。内容は非常に有意義だと思いますし、実際に部活動をする担当の指導者にとっては、一番暑い時期を外すなど運用しやすいのではと思いますが、この申請については、その都度できるのか、月ごとにまとめて申請するのか。例えば1週間単位で出すのか、1か月単位でまとめて出すのか。

岩根学校教育課長 要綱の中では1日以上1月以下ということで定めておりますので、一月を超えない範囲では自由に先生が選択されて提出していただくということになります。一月超えるとなると夏季休業期間が該当します。それ以外は、一月以内に収まると思いますので期間内で申請していただく。超える場合は、その都度、1か月超えるなら改めて申請していただくことになります。

音光寺教育長 よろしいでしょうか。

増永委員 はい。

音光寺教育長 ほかにございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ここで採決をしたいと思います。

議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第17号、菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

財津室長。

財津学校給食管理室長 学校給食管理室でございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定についてでございます。

提案理由は、今後、給食調理員の退職が増えていく中で、学校給食の調理業務の今後の在り方について検討を行うために、委員会の設置を行う必要があるものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱を記載しております。

第1条、設置ということで、菊池市の学校給食の在り方を検討するために、菊池市学校給食在り方検討委員会を設置するものでございます。

第2条、所掌事項でございます。

第1号で菊池市の学校給食のあり方に関すること、第2号でその他必要な事項に関することとしております。

第3条、組織でございます。

次のページに、別表としまして第3条関係の委員の名簿をつけております。教育長以下9名のメンバーとしております。

戻っていただきまして、第2項で、委員の任期は任命の日から当該調査審議が終了するまでの日としております。

第3項におきまして、役職によって委嘱された委員がその職を離職したときは、その後継者が引き継ぐものとしております。

第4条、委員長の職務でございます。

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には教育長、副委員長には教育部長を充てることとしております。

第2項におきまして、委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

第3項におきまして、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理するとしております。

第4項で、委員長は、必要と認めるときは別表に掲げる者以外を求め、意見を聴くことができるとしております。

第5条、庶務でございます。

委員会の庶務は教育委員会において処理する。

第6条、委任。

この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則でございます。

この要綱は令和7年7月1日から施行するとしております。

以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、採決をいたします。

議案第17号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第18号、菊池市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

川口課長。

川口生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の8ページでございます。

議案第18号、菊池市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条で市町村は社会教育委員を置くことができると規定されておまして、本市では、菊池市社会教育委員設置条例を設け、社会教育委員を置いておるところでございます。

社会教育委員の職務は、社会教育法第17条で、一つに、社会教育に関する諸計画の立案、二つ目に、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。そして三つ目に、これら1、2を行うための調査研究と規定されております。

これまで生涯学習基本計画の策定に対します御助言や生涯学習センターの在り方に関する答申、それから社会教育、生涯学習関連事業に対する御意見などをいただいております。

社会教育委員の任期は、市の条例第2条第1項に2年と規定されておりまして、今回は、令和7年度から8年度の2年間の委員の委嘱についてお願いするものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

今回15名の社会教育委員の委嘱をお願いするものです。

条例第2条第2項に、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると規定されておりますので、学校教育関係者3名、社会教育・家庭教育関係者4名、学識経験者として各地域代表それぞれ2名ずつの8名、合計15名を委嘱したく存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について御意見等ございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、採決をいたします。

議案第18号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたします。
では、次に、報告案件に入ります。

報告第12号、令和7年度菊池市学力・学習状況調査結果等分析について事務局より説明をお願いします。

清永指導主事。

清永学校教育課指導主事 学校教育課の清永でございます。

令和7年4月に、小学校3年生から中学校3年生を対象に実施した菊池市学力・学習状況調査の結果と分析について御報告いたします。

2、3ページを御覧ください。

まず、小学校の概要でございます。

全国平均正答率を上回った教科では、3年と4年の国語がございました。また、1年前に実施した学力調査と比較すると、4年から6年の国語で伸びが見られました。算数は全ての学年で全国平均には届きませんでした。

続いて、中学校の概要でございます。

全国平均正答率を上回った教科はございませんでした。昨年度の学力調査からの伸びが見られるのは、1年の数学です。中学校の特徴として、1年前の調査からはマイナス傾向でしたが、12月に実施した学力調査からの伸びは、英語や社会、理科で見られ、調査結果を基に復習が丁寧になされたものと認識しています。

4、5ページを御覧ください。

正答率40%未満の児童生徒の割合でございます。

小学校では国語、算数とも学年が上がるにつれて割合が高くなっています。特に算数では、学習内容が難しくなるごとに十分習得できていない児童が増えている傾向にございます。中学校の割合は高くなっており、国語以外では半数を超える児童が該当する教科もございました。これらの教科では全国平均正答率も低く、全国的にも同様の傾向が見られるかと思いますが、各学校での手だてが求められているところでございます。

6ページから9ページ上段にかけては、各教科の成果と課題をお示ししています。

各学校において、学年や学級ごとに成果や課題は異なっております。先般実施した校長会にて、自校の結果を分析し、職員と共有するよう周知をしているところでございます。

9ページ下段からは、児童生徒質問紙の結果と分析でございます。

順番に御説明いたします。

まず、菊池市の取組である児童生徒が主体となる学習形態に関するところでございます。

教え合う時間ですが、四つの学年で全国平均を上回っていますが、差が大きい学年もございます。昨年度との経年変化では、中学1年がマイナスとなりましたが、その他の学年は伸びが見られました。

10ページの話し合う時間は、全国平均と比較して、小学4、5年や中学2年が全国平均を超えていました。経年変化で中学1年が特にマイナスになっておりますが、入学直後でオリエンテーション等が多くあったことも要因かと思えます。

共同学習のよさの気づきでは、小学3年を除き全国平均に届きませんでした。話合いの質の向上を目指してまいります。

11ページの予習・復習では、全国平均との比較や経年変化でも課題が見られた項目でございます。予習・復習は学校の取組との関連が高いため、本年度どのように実施するのか、学校での検討をお願いしているところです。

学級風土については、中学1、2年で全国平均を超えており、経年変化でも1、3年で伸びが見られました。

12ページからは、児童生徒の学習習慣に関するところでございます。

朝食の摂取については、「しっかり食べている」と認識している児童生徒は全国平均より低い状況でした。しっかり食べていると意識できるよう、60運動と連携して取り組んでまいります。平日の就寝時刻は、おおむね全国平均と同様の傾向にございました。

13ページの平日のメディアやゲームとの接点ですが、小学校4、5年や中学1年は接する時間が長い傾向にありました。特に長い児童生徒は、睡眠時間や学習時間に影響するため、生活習慣の見直しが必要でございます。

14ページからは、児童生徒の学習習慣に関するところでございます。

学校の授業以外の勉強日数について、小学3年と6年はほぼ毎日する割合が高い結果でした。しかし、週に2～3日勉強する割合が高い学年も多く、中学2年

はほとんどしない割合が高くなっております。中学校では部活動との両立も求められますが、先ほど御説明した予習・復習同様に、継続した学びが求められております。テストのやり直しについては、多くの学年で全国平均を超えておりました。

15ページの平日の学習時間は、小学3～5年は30分くらい、6年以上は1時間くらいが多い結果でございました。

最後に16ページ、休日の学習時間は、おおむね小学校で30分くらい、中学校で30分～1時間くらいという結果でした。しかし、休日は全くしないという学年もございました。

この調査の平日と休日の学習時間には塾での勉強も含んでいるため、全国平均との差だけでは判断できませんが、土日の課題への取組についても学校で分析が必要であると考えているところです。

以上、調査結果を御報告しましたが、本年度は「基礎学力の向上」、「教師の授業力の向上」、「学習習慣の育成」の三つの柱で取り組んでおります。

また、特に菊池っ子60運動にて生活習慣の見直しをPTAと共に取り組み、スマホとの接し方、学習習慣の形成、親子のコミュニケーション等の改善等を図ってまいります。

以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの報告に何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

委員一同 なし

音光寺教育長 今後また、これからどう改善されていくかというのは各学校の取組になると思いますので、次の12月の県の学習状況調査に生かしていただければと思います。

では、次に、報告第13号、菊池市内小中学校の不登校・いじめ状況について、事務局より説明をお願いします。

北村指導主事。

北村学校教育課指導主事 資料の17ページを御覧ください。

1段目のグラフは、不登校及び不登校傾向の児童生徒数のグラフになります。

30日以上の不登校児童生徒は、5月末現在、小学校9名、中学校21名で、計30名です。全員が昨年度も不登校でした。また、10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒は、小学生13名、中学生49名で、合計62名です。

次に、5月のいじめの報告は、小学校ゼロ件、中学校1件です。

中学校のいじめ事案につきましては、学校において事実確認及び教育相談等を組織的に行い、被害・加害側の生徒と保護者を含め、心のケア等を継続的に受けている状況です。教育委員会としまして、学校と連携してこの事案に取り組ん

でいるところです。

続きまして、教育支援センター各教室の利用状況です。

5月末現在で13名の申請がありました。内訳は、小学校6年生2名、中学校2年生4名、3年生7名となっております。各教室におきましては、児童生徒の個々の通級状況に応じ、支援や指導を継続しております。

資料の18ページを御覧ください。

それぞれの教室の相談件数と相談内容の内訳を載せています。

4教室の5月の相談件数は、菊池教室50件、菊池南中学校内教育支援センター11件、泗水教室13件、泗水中校内教育支援センター67件で、合計140件の相談等がありました。

資料にはございませんが、今年度より設置しました菊池南中学校、七城中学校の校内教育支援センターの利用状況について口頭で説明します。

5月末時点で、菊池南中学校校内支援センター利用の申請が3名ありました。七城中学校校内教育支援センターは、今のところ利用の申請はございません。教室に入ることができない生徒の新たな居場所、学習の場として活用されようとしています。

資料の19ページから20ページを御覧ください。

続きまして、心の教室相談室の利用状況です。

5月の心の教室相談件数は、菊池北中9件、菊池南中34件、七城中15件、旭志中43件、泗水中43件で、合計144件となっています。

相談内容としては、どの学校においても不登校や友人関係に関わるものが多く、運動会や体育大会の練習、人間関係における不安等から来る登校渋りなどが複数見られました。例年、運動会や体育大会後の不登校の増加が見られますので、相談員が不安や悩みを聞いて、職員と情報共有を積極的に進めているところです。

資料の20ページの4段目のグラフは、菊池市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数となります。

5月は、72件の相談でした。不登校に関する相談や家庭状況に関する相談が多く、主に学校からの要請に基づいて巡回支援を行いました。

最後に、資料の21ページを御覧ください。

学校支援コーディネーターの相談対応件数は、66件となります。こちらにも不登校に関する相談が多く、昨年度から継続して不登校状況が続いている児童生徒について専門機関との接続に関する内容が多くありました。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これで報告案件については終わります。

次に、その他に入ります。

まず、私より2件御報告いたします。

まず、教育委員さん方の任命につきまして議会の同意が得られたことを御報告いたします。

まず、増永委員におかれましては、任期の更新ということで、またよろしくお願ひいたします。

新教育委員ですが、泗水地区は白木辰也委員、元特別支援学校の先生でございます。菊池地区は、保護者代表として三上かおり委員が任命されました。菊之池小学校のPTA会長を2年されまして、本年度は菊池南中学校の副会長です。以上、新たに2名の委員の承認がされております。

生田委員、城委員、2名の委員さんは退任になります。大変お世話になりました。

そして、生田委員に教育長の職務代理者をしていただいておりますけれども、後任は渡邊委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

次に、事務局からの報告をお願いいたします。

本山課長補佐。

本山学校教育課課長補佐 事務局から御報告します。

教育委員のお手元に資料をお配りしております。黄色と青色の附箋紙、二つあります。

まず黄色の付箋紙を張り付けた資料が、第21回菊池市人権・同和教育研究大会。日時につきましては、令和7年7月26日土曜日午前9時からの受け付けとなっております。場所は各分科会場。これは、全体会・分科会とも各分科会場にて実施されるということで、この表記になっております。全体会は午前中で、午後から分科会です。

参加者としまして、教育委員2名の参加を要望されております。7月7日月曜日までに参加申込書を提出する必要があります。参加される方には当日御持参いただく参加券がありますので、必要事項を書いていただいて当日持参いただくことになります。

もし差し支えなければ、この場で2名御選任いただけたらと思います。

岩根委員 希望でよろしいですか。

音光寺教育長 希望していただければ。

岩根委員 参加します。

増永委員 私が参加しようか。

音光寺教育長 増永委員と岩根委員に参加していただきます。ありがとうございます。
次をお願いします。

本山学校教育課課長補佐 次に、青色の附箋紙を張り付けている資料になります。こちらは菊池市総合計画等評価審議会委員の選任についてということで、任期が委嘱日から令和9年3月31日まで約2年間となります。市政運営の最上位計画であります菊池市総合計画など施策方針決定の過程において様々な分野からの意見を反映させるため、菊池市総合計画等評価審議会を設置してあります。

教育委員からも1名選任を求められております。令和5年度、6年度におきましては、森元委員を選任いただいております。

こちらにつきましては、7月18日金曜日までに承諾書、口座振込依頼書を提出する必要があります。返信用封筒もこちらに準備はしてありますが、差し支えなければこの場で御選任いただけたらと思います。

以上です。

岩根委員 この総合計画の策定委員に選任されています、これは評価審議なので別の組織ですよ。

本山学校教育課課長補佐 そうです。別になります。

岩根委員 策定委員に選任されているので私は外れます。

本山学校教育課課長補佐 了解しました。

音光寺教育長 それでは増永委員または渡邊委員はいかがでしょう。

渡邊委員 僕がやりましょうか。

音光寺教育長 渡邊委員にお願いすることにいたします。よろしくをお願いします。
ほかにありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、これで議事等は全て終わりました。御起立をお願いします。
以上で、本日の委員会は閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —